

項目	2001年基本計画	2006年基本計画	2011年基本計画
----	-----------	-----------	-----------

まえがき

他方、国際的にも、森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、多様なニーズに永続的に対応していくための「持続可能な森林経営」の推進が重要な課題となっており、特に、森林の違法な伐採のように持続可能な森林経営の推進に支障となる行為については、世界有数の木材輸入国である我が国としてその対策に積極的に取り組んでいく必要がある。

第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

2 林業の持続的かつ健全な発展

2 新たな基本計画策定にあたっての基本的視点

(2) 環境保全への貢献

国際的にも違法な森林伐採など持続可能な森林経営の推進に支障となる行為を防止する取組が求められている。

さらに、国際的には、持続可能な森林経営の推進が世界的な潮流となる中、特に近年、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫や生物多様性の保全の場としての森林の役割が重要となっているとともに、違法伐採対策は大きな課題となっている。

第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

- (1) 面的なまとまりをもった森林経営の確立
- ② 適切な森林施業の確保

さらに、伐採に係る手続が適正になされた木材の証明等の普及を図り、適切な森林施業の推進に資する。

(3) 林産物の輸入に関する措置

(6) 国際的な協調及び貢献

(9) 国際的な協調及び貢献

② 違法伐採対策の推進

② 違法伐採対策の推進

なお、国際的に問題となっている違法伐採について、違法に伐採された木材は使用すべきでないとの考え方に基づき、違法伐採に対処する国際的に理解の得られる最善の方法について検討する。また、海外での違法伐採の現況把握とともに、国内関係者の間での違法伐採問題への理解を深めることに努める。

今後、持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、違法伐採対策を一層推進することが必要である。このため、政府調達の対象が合法性等が証明された木材とする取組の推進、アジア森林パートナーシップ(アジアの持続可能な森林経営の促進を目的として、各国政府、国際機関、NGO(非政府組織)等が違法伐採対策等に協働的に取り組むための枠組み)等を通じた任意の行動規範の策定に向けた働きかけ、二国間、多国間等の協力による木材生産国への支援、G8森林行動プログラム(主要8カ国が各国独自、又は共同で行うべき活動、貢献策を取りまとめた行動計画)のフォローアップの推進に努めるとともに、地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体、企業、消費者等に対して、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性についての普及及び啓発活動を推進する。

持続可能な森林経営を推進し、地球規模での環境保全を図るため、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的な考え方に基づき、違法伐採及び関連する貿易に関する国際的な対話へ積極的に参画するとともに、開発途上国における人材育成等のプロジェクトへの支援等を推進する。また、我が国において、合法性証明や伐採地等の表示など木材のトレーサビリティの確保等に取り組むとともに、消費者、民間事業者等への合法木材の普及拡大・信頼性向上に向けた取組を強化する。

第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項